豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について

平成24年4月4日財関第335号

豚肉の輸入については、いわゆる差額関税制度の下、輸入品の価格を高く偽ること等により関税等を不正に免れる事案が後を絶たないことに加え、輸入申告に際し、異なる部位について分岐点価格に近い同一の単価を記載しているものがある等不自然な状況が見受けられる。

このような状況にかんがみ、差額関税制度を適切に運用し、一層適正な通関を確保するため、豚肉の輸入申告に係る審査、検査については、平成24年4月9日から、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知されたい。

記

１．書類審査の充実

⑴　豚肉の輸入申告に係る通関関係書類の審査に際しては、従来、輸入者から契約書(写)等の提示又は提出を受け、仕入書と対査するとともに、再販売先及び再販売価格を聴取する等、慎重な審査を行っているところであるが、今後は、これらに加え以下の取扱いを行うことにより、より一層慎重な審査を行うものとする。

⑵　申告価格の妥当性をより一層慎重に審査するため、輸出国における輸出者の仕入価格がわかる資料、契約書の附属資料等、部位ごとの単価設定の妥当性を客観的に証明する資料の提示又は提出を求めるものとする。

⑶　申告数量の適正性を確認するため、保税蔵置場の入庫報告書等の提示又は提出を受け、仕入書と対査するものとする。

２．貨物検査の充実

豚肉の輸入申告に係る貨物の検査(貨物確認を含む。以下同じ。)に際しては、部位の識別、貨物の重量に着目するとともに、必要に応じ輸入者等から説明を聴取する等の方法により深度ある検査を行うものとする。

３．研修等の充実

⑴　各税関においては、豚肉の各部位に関する知識の向上等を図るため、関係職員に対する研修の充実に努めるものとする。

なお、研修の実施に当たっては、必要に応じ、農林水産省生産局等の協力を得ることとする。

⑵　各税関においては、各種情報源を利用して各豚肉原産国における豚肉流通価格の把握に努めるものとする。

⑶　各税関においては、国内関係機関との更なる協力の下、課税上有効な資料情報を収集するとともに、海外税関当局の協力を得て豚肉の輸出価格に係る情報の入手に努めるものとする。

４．業界への周知徹底

⑴　上記１及び２について関係業界への周知徹底を図り、その協力を求めるものとする。

⑵　特に通関業者に対しては、内容点検等により貨物の内容を十分把握するよう、その協力を求めるものとする。